

家畜人工授精所 廃止 届出書
休止
再開

年 月 日

秋田県知事

家畜人工授精所の開設者の住所
家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

家畜改良増殖法第25条の2第2項の規定に基づき、家畜人工授精所の 廃止 休止 の届出をします。
再開

記

- 1 家畜人工授精所の管理番号
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 3 廃止し、休止し、又は再開しようとする年月日
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 5 廃止し、又は休止しようとする場合にあっては、家畜人工授精所で保存する家畜人工授精
用精液及び家畜受精卵を処分する時期、場所及びその方法